

ネットde会計 新会社法対応について

目次

1. 新会社法とは
2. 決算報告書の変更点
 - 2-1 概要
 - 2-2 貸借対照表変更点
 - 2-3 損益計算書変更点
 - 2-4 株主資本等変動計算書
 - 2-5 個別注記表

1. 新会社法とは

新会社法(平成17年7月26日法律第86号)が「新会社法の施行期日を定める政令(2006年3月29日公布)」に基づき、2006年5月1日に施行されました。

これに伴い、法人の決算報告書が大きく変わります。
新会社法の対象企業、主目的は以下の通りです。

対象企業: 施行日以降に決算日を迎える法人

主目的: ①従来商法第二編会社、有限会社法などの複数の法律に分散していた内容を一本化する。
②戦略的買収に対して会社が対抗しやすくする。
③会社設立を容易にし、経済の活性化を図る。

詳細については、以下のホームページをご参照下さい。

関連リンク:

法務省

<http://www.moj.go.jp/HOUAN/houan33.html>

企業会計基準委員会

http://www.asb.or.jp/j_technical_topics_reports/

2. 決算報告書の変更点

決算報告書の変更は、従来の貸借対照表、損益計算書をはじめ、新規に株主資本等変動計算書が創設され、注記表が独立するなど、多岐に渡ります。

2-1 概要

各帳票の主な変更点は以下の表のようになります。
次頁以降で、各帳票について詳細内容をご説明致します。

貸借対照表	「資本の部」の名称が「純資産の部」になり、区分が変更されます。また、「当期末処分利益」が「繰越利益剰余金」として表示されます。
損益計算書	当期純利益より後の勘定科目が非表示となります。
株主資本等変動計算書	利益処分計算書が廃止され、新たに株主資本等変動計算書が必要となります。
個別注記表	貸借対照表、損益計算書の一部として記載されていた注記が独立した帳票となります。

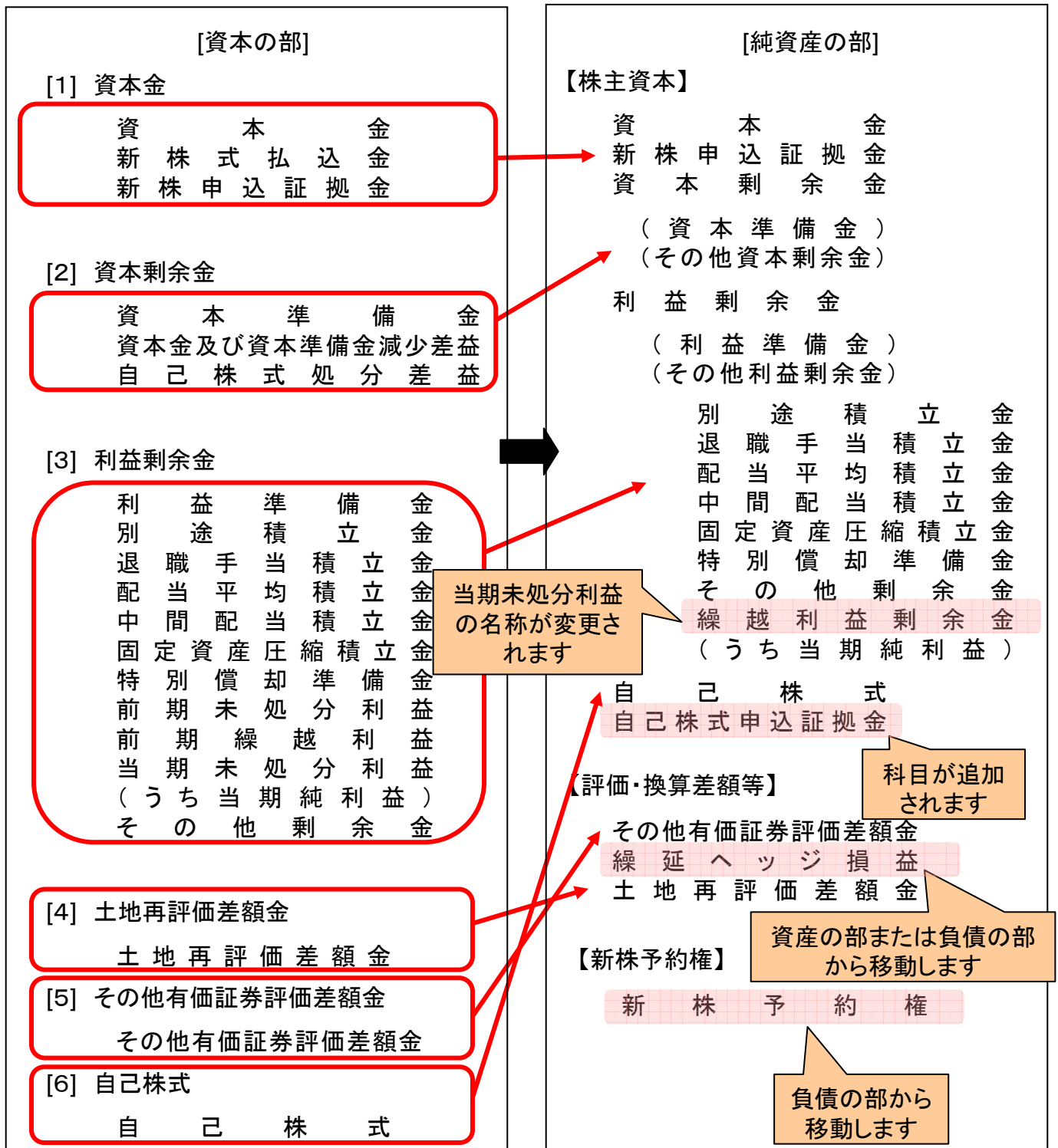
2-2 貸借対照表変更点

貸借対照表は資本の部が大幅に変わります。「資本の部」の名称が「純資産の部」に変わる他、分類も「資本金」「資本剰余金」「利益剰余金」・・・の6分類から「株主資本」「評価・換算差額等」「新株予約権」の3分類に変更になります。

詳細は下図をご覧ください。

現在の貸借対照表 資本の部

会社法対応貸借対照表 純資産の部



※一般的な科目体系を例としています

2-3 損益計算書変更点

損益計算書は当期純利益より後の勘定科目が非表示になるということが大きな変更点です。また、「～の部」という表示はしないことと、役員賞与が費用として認められるようになったことを受けて、勘定科目が追加されます。

現在の損益計算書

会社法対応損益計算書

現在の損益計算書	会社法対応損益計算書
<p>[経常損益の部] [1]営業損益の部</p> <p>(1)売上高 売上値引</p> <p>(2)売上原価 期首商品・製品棚卸高 当期商品仕入勘定 期末商品・製品棚卸高</p> <p>(3)販売及び管理費 販売手数料 営業総利益 営業利益</p>	<p>【売上高】 売上値引</p> <p>【売上原価】 期首商品・製品棚卸高 当期商品仕入勘定 期末商品・製品棚卸高</p> <p>【販売及び管理費】 販売手数料 役員賞与 営業総利益 営業利益</p>
<p>[2]営業外損益の部</p> <p>(1)営業外収益 受取利息</p> <p>(2)営業外費用 支払利息 経常利益</p>	<p>【営業外収益】 受取利息</p> <p>【営業外費用】 支払利息 経常利益</p>
<p>[特別損益の部]</p> <p>(1)特別利益 固定資産売却益</p> <p>(2)特別損失 固定資産売却損</p> <p>税引前当期純利益 法人税及住民税 当期純利益 前期繰越利益 自己株式処分差損 当期末処分利益</p>	<p>【特別利益】 固定資産売却益</p> <p>【特別損失】 固定資産売却損</p> <p>税引前当期純利益 法人税及住民税 当期純利益</p>

非表示となります

非表示となります

科目が追加されます

非表示となります

非表示となります

※一般的な科目体系を例としています

2-4 株主資本等変動計算書

新規帳票である「株主資本等変動計算書」には、貸借対照表純資産の部の各勘定科目の前期末残高、当期変動額、当期末残高を記載します。株主資本の各勘定科目については変動理由も記載する必要があります。横型と縦型の2種類があり、原則は横型とされていますが、縦型を使用しても問題はありません。

(企業会計基準適用指針第9号 株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針)

1) 横型

横方向に純資産の部の勘定科目を並べ、縦方向に残高、変動理由を記載します。「株主資本」の各勘定科目については、変動理由を記載する必要があるため、該当する変動理由の行に変動金額を記載します。

貸借対照表
純資産の部の各勘定
科目を記載します

	株主資本								評価・換算差額等					新株 予約権	純資産 合計
	資本剰余金				利益剰余金				自己株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
	資本金	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計							
						×× 積立金	繰越利益 剰余金								
前期末残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期変動額															
新株の発行 剰余金の配当	xxx	xxx		xxx						xxx					xxx
当期純利益					xxx		△xxx	△xxx		△xxx					△xxx
自己株式の処分 ×××××							xxx	xxx		xxx					xxx
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)												xxx	xxx	xxx	xxx
当期変動額合計	xxx	xxx	-	xxx	xxx	-	xxx	xxx	xxx	xxx		xxx	xxx	xxx	xxx
当期末残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	△xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

株主資本の各勘定科目
については、変動理由も
記載します

前期末残高、当期変動額、
当期末残高を表記します

2) 縦型

縦方向に純資産の部の勘定科目を並べ、横に残高、変動額、変動理由を記載します。

株主資本等変動計算書			
株主資本 資本金	前期末残高		×××
	当期変動額	新株の発行	×××
	当期末残高		×××
資本剰余金 資本準備金	前期末残高		×××
	当期変動額	新株の発行	×
	当期末残高		×××
その他資本剰余金	前期末残高及び当期末残高		
資本剰余金合計	前期末残高 当期変動額 当期末残高		×××
利益剰余金 利益準備金	前期末残高		×××
	当期変動額	剰余金の配当に伴う積立て	×××
	当期末残高		×××
その他利益剰余金 別途積立金 退職手当積立金 配当平均積立金 中間配当積立金 固定資産圧縮積立金 特別償却準備金 繰越利益剰余金	前期末残高及び当期末残高		×××
	前期末残高及び当期末残高		×××
	前期末残高及び当期末残高		×××
	前期末残高及び当期末残高		×××
	前期末残高及び当期末残高		×××
	前期末残高及び当期末残高		×××
	前期末残高 当期変動額	剰余金の配当	△×××
	当期末残高	当期純利益	×××
利益剰余金合計	前期末残高 当期変動額 当期末残高		×××
自己株式	前期末残高		×××
	当期変動額	自己株式の処分	×××
	当期末残高		×××
株主資本合計	前期末残高 当期変動額 当期末残高		×××
評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	前期末残高		×××
	当期変動額(純額)		×××
	当期末残高		×××
繰延ヘッジ損益	前期末残高		×××
	当期変動額(純額)		×××
	当期末残高		×××
評価・換算差額等合計	前期末残高 当期変動額 当期末残高		×××
新株予約権	前期末残高		×××
	当期変動額(純額)		×××
	当期末残高		×××
純資産合計	前期末残高 当期変動額 当期末残高		×××

前期末残高、当期変動額、当期末残高を表記します

株主資本の各勘定科目については、変動理由も記載します

貸借対照表
純資産の部の各勘定科目を記載します

2-5 個別注記表

これまで注記は貸借対照表、損益計算書の一部として記載されていましたが、今後は個別注記表として独立した帳票となります。また、注記すべき項目も増えます。

以下の注記項目が記載されることとなります。

- ・継続企業の前提に関する注記
- ・重要な会計方針に係る事項に関する注記
- ・貸借対照表に関する注記
- ・損益計算書に関する注記
- ・株主資本等変動計算書に関する注記
- ・税効果会計に関する注記
- ・リースにより使用する固定資産に関する注記
- ・関連当事者との取引に関する注記
- ・一株当たり情報に関する注記
- ・重要な後発事象に関する注記
- ・その他の注記